

# 福祉文教委員会会議録

令和8年5月20日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:50

## 【 案 件 】

1. 困難を抱える子どもやその家族に対する支援について

## 【 報告事項 】

1. 子ども・若者プラザいづかの開館について (子ども若者支援課)
2. 飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画の策定について (財産活用課)

---

## ○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「困難を抱える子どもやその家族に対する支援について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

## ○社会・障がい者福祉課長

案件1-1「令和7年度飯塚市主な子育て支援事業(年代別)」をお願いいたします。

この内容につきましては、第2次飯塚市総合計画の施策体系に基づき、主な子育て支援事業を、対象年齢別に取りまとめた資料でございます。

次に、案件1-2「困難を抱える子どもやその家族に対する支援について」をお願いいたします。令和7年度飯塚市主な子育て支援事業(年代別)に記載しております障がい者の自立と社会参加促進に係る支援の強化の「困難を抱える子どもやその家族に対する支援について」、福祉部社会・障がい者福祉課が担当します内容について、ご説明を申し上げます。今回のテーマとなります、「就学前の困難を抱える子どもやその家族に対する支援について」であります。当課における未就学児に特化した事業は行っておらず、一部未就学児以外を含む説明となりますことをご了承いたします。

資料1ページをお願いします。「就学前の困難を抱える子どもやその家族に対する支援について」、「1. 経済的支援」といたしまして、①障がい児福祉手当給付事務、②医療的ケア児等在宅レスパイト事業、③補装具・日常生活用具給付事業、④軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業、また、⑤その他といたしまして、心身障がい者扶養共済制度掛金補助の、主に5項目の事業を実施しております。

資料2ページをお願いいたします。次に、「2. 身体的支援」のサービス領域につきましては、⑥障がい児通所支援、⑦日中一時支援、⑧訪問系・日中系サービス、また、⑨その他といたしまして、障がい児相談支援の、主に4項目の事業を実施しております。

資料3ページをお願いいたします。これからは、各項目の概要についてご説明いたします。①障がい児福祉手当給付事務についてでございます。これは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がいによる特別な負担の軽減を図る一助として、対象者及びその家族の申請により、所得状況、障がい状況の審査を行い、認定された方に対して手当を給付するものです。5 その他に記載のとおり、要件といたしましては、身体障がい者手帳1級、2級の一部、知的障がい者A1及びA2の一部の方が対象となります。令和7年度の実績といたしましては、22名、約281万9千円となっております。

資料4ページをお願いいたします。続きまして、②医療的ケア児等在宅レスパイト事業についてでございます。在宅の医療的ケア児等が利用中の訪問看護ステーションにおいて、健康保険法の適用対象時間等を超えて、訪問看護を実施した場合に、その費用を助成するものです。支給までの事務の流れといたしましては、5 その他の欄に記載しておりますとおり、助成対

象者から訪問看護事業者を通じて飯塚市に申請、飯塚市による利用決定後、助成対象者は利用開始となります。このレスパイト利用を行いたいときに、利用者は訪問看護事業者へ依頼し、利用者については一部負担、こちらを訪問事業者のほうにお支払いされます。その残額を、訪問事業者は、国民健康保険団体連合会を通じて、市に請求され、その費用が支給されます。利用の制限上限といたしまして、医療的ケア児者1人につき、1年間当たり48時間とさせていただきます。

なお、令和7年度の実績といたしましては、3名の利用登録がございましたが、利用実績はございませんでした。

資料5ページをお願いします。続きまして、③補装具・日常生活用具給付事業についてです。障がい者の生活のしづらさを軽減するために、補装具や日常生活用具等を購入する際の費用の一部を助成するものです。

なお、令和7年度の実績といたしましては、補装具6名、また、日常生活用具のうち、吸引器1名、紙おむつ3名の利用があり、扶助費として約299万4千円の公費負担を行っております。

資料6ページをお願いします。続きまして、④軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業についてです。5 その他の欄に記載しておりますが、障がい者手帳の交付対象外である軽度・中等度の難聴児が、補聴器を購入する際の費用の一部を助成するものでございます。

未就学児におきましては、令和7年度の実績はございませんでした。

資料7ページをお願いいたします。経済的支援における最終項目であります、⑤障がい児(者)助成事業、心身障がい者扶養共済制度掛金補助金となります。5 その他の欄に記載しておりますが、独立行政法人福祉医療機構が総括実施しております、障がいのある方へ終身年金を支給する、障害者扶養共済制度、「しょうがい共済」と申しますが、こちらを、障がいのある方を扶養している保護者の方が加入者となり、毎月一定の掛金を納付し、保護者(加入者)が、死亡等により、障がいのある方に対して、終身一定額の年金を支給する、任意加入の相互扶助保険事業でございます。これに対して、掛金の補助金を支給するものでございます。

例年、事業実績はなく、若年者と想定される未就学児の保護者の方においては、当該年金制度の加入が少ないのが現状でございます。

資料8ページをお願いいたします。これからは、サービス療育の項目となります。初めに、⑥障がい児通所支援事業についてです。児童福祉法の規定に基づき、障がい児の日常生活における基本的な動作の習得、集団生活の適応など、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進ができるよう、障がい児通所給付費を支給しております。

令和7年度の実績といたしましては、3680件の未就学児が利用しており、児童発達支援給付費及び保育所等訪問支援給付費として、合計6億7077万5千円程度の公費負担を行っております。

補足といたしまして、5 その他の欄に記載のとおり、現在、児童発達支援等において、飯塚市内でのサービス供給体制は十分足りていると考えられ、現状数以上のサービス事業所増加は望ましくない状況であるため、市長の諮問機関であります飯塚市障がい者施策推進協議会において、新規事業所の設立は見送りさせていただいております。

資料9ページをお願いします。続きまして、⑦障がい者在宅サービス事業についてです。未就学児におきましては、日中一時支援として、介護が必要な障がい児(者)を日中に一時的に施設等で預かることにより、介護する家族の休息の確保や、就労支援等を図ることを主要としております。

令和7年度の実績といたしましては、実利用者数19名、利用日数といたしまして延べ1428日の利用があり、日中一時支援事業給付費として、約206万5千円の公費負担を行っております。

資料10ページをお願いします。続きまして、⑧障がい者自立支援給付事業についてです。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の基本的なサービスとなる、障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項、社会活動や介護者、居住等の状況を踏まえ、在宅介護などのサービスの支給決定を行っているものでございます。

未就学児における令和7年度の実績といたしましては、居宅介護6名、短期入所11名、計17名、また、利用日数といたしまして延べ608日の利用があり、介護給付費として、920万円の公費負担を行っております。

資料11ページをお願いいたします。最後となりますが、⑨発達障がい児等・相談支援機能強化事業といたしまして、頰田にありますこども発達療育センターテコテコ内に「トントン」を設けております。こちらでは、一般的な相談支援事業に加え、関係機関との連携・調整が必要とされる困難案件も含め、市が委託しております基幹相談支援センターから、1名の専門員を派遣し、相談支援事業を実施しているところでございます。

なお、資料12ページには、これまでご説明申し上げた各事業における事業の一覧を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ですが、福祉部における「就学前の困難を抱えるこどもやその家族に対する支援」等についての説明を終わります。

#### ○こども家庭課長

こども未来部からでございます。案件1-3、「困難を抱えるこどもやその家族に対する支援について」になります。

資料1ページをお願いいたします。「就学前の困難を抱えるこどもやその家族に対する支援について」といたしまして、この23事業のうち、近年の新規事業を対象に、4事業に関しまして、各担当課からご説明をさせていただきます。まず、初めにこども家庭課からは、⑤新生児聴覚検査支援事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料6ページをお願いいたします。新生児聴覚検査支援事業は、令和7年度から開始となった事業でございます。この事業は、市が新生児聴覚検査に要する費用の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的な負担を軽減するとともに、新生児の聴覚に関する異常の早期発見及び早期に適切な支援につなげることができるよう、実施している事業となります。先天的に聞こえにくさがある場合でも、早期に発見し、早い段階での適切な療育等の支援を受けることで、言葉の習得の遅れ等を最小限に抑えることが期待できることと、当該検査の費用を公費負担とすることで、全ての新生児が検査を受けることができる体制が構築できたものと考えております。

飯塚医療圏では、飯塚医師会と委託契約を行っており、対象者は、手続なくスムーズに受診することができますが、里帰り出産等により、委託契約外の医療機関での受診をされた場合は、償還払での対応をしているところでございます。

助成額といたしましては、自動ABR検査は5千円、OAE検査は3千円となっております。

事業が開始となりました令和7年4月1日以降の出生者760名を対象とし、実利用者は679名となります。対象者と実利用者に差異がございますが、3月出生者で検査が翌年度の4月になる場合、委託契約外での出生の場合で申請書が提出されていない場合によるものでございます。

主な事業費は、委託料の301万円、償還払の予算となります負担金及び交付金は38万円となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

#### ○保育課長

続きまして、保育課で担当いたします事業について、説明をいたします。

14ページをお願いいたします。乳児等通園支援事業につきまして、ご説明いたします。乳

児等通園支援事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育施設を利用できる事業となっており、対象は、保育園等を利用していない、0歳6か月から満3歳未満の児童となっております。保育施設が事業実施するためには、保育士及び保育室を確保の上、飯塚市に事業の認可申請を行う必要がございます。飯塚市は、申請を受けて、設備設置基準等の適合状況について審査を行い、認可の可否を判断し、保育施設へ通知をいたします。事業の認定を受け、保育施設は、国が提供いたします総合支援システムを使用し、各保育施設が預かれる日や日数をシステムに登録することとなっております。

なお、令和7年度は本格実施前の任意事業であったため、私立保育施設で3施設実施、利用実績は、1施設3名となっております。令和8年度は、私立6施設、公立1施設が追加で実施をいたしまして、計10施設で実施をしております。

保護者が行う手順といたしまして、飯塚市では、事業の実施に当たり、国が提供いたします総合支援システムを使用いたします。保護者は、まず、飯塚市に利用の申込みを行います。市は、利用資格を確認し、利用認定を行い、認定保護者に対して、システム利用のためのIDを発行いたします。保護者はIDを使用し、システムにログインをいたしまして、こどもの情報を入力、利用したい施設を検索し、見学の予約を行います。見学終了後は、施設利用についての予約ができるようになります。その後は予約をした日に利用し、当日、保育施設に利用料の支払いをいたします。

本事業で見込まれる効果といたしましては、こどもが家庭とは異なる経験や、家庭外の人と関わる機会の創出、孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減、保育者からこどものよいところや成長等を伝えることで、こどもと保護者の関係にもよい効果が期待でき、利用状況を自治体が把握することで、支援が必要なご家庭の把握などにつながるものと考えております。

続きまして、医療的ケア児保育支援事業について、ご説明をいたします。

資料の15ページをお願いいたします。医療的ケア児保育支援事業につきましては、児童福祉法及び医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケア、喀痰吸引や経管栄養、導尿など、必要とするこどもの受入体制を整備するものでございます。現在、令和9年度実施に向けて、先行自治体の調査研究、医療的ケア児ガイドライン及び事業実施要項を作成し、準備を進めているところでございます。

なお、対象となる児童は、かかりつけの医師から集団保育が可能との診断を受けていること、預かり時間は短時間保育の8時間、保育要件を満たしていることなどの条件を満たしていることを想定しております。

また、利用の流れは、施設を見学、園長と面談後、申込書の提出、保育課において、書類を確認し、入所が可能であると判断した場合は、体験保育を実施し、その結果を踏まえて、飯塚市こども審議会専門部会の医療的ケア児受入検討会議で、入所の可否及び入所に当たっての条件を検討いたしまして、入所可能となった場合には、入所後の保育に関する条件等の説明を保護者へ行い、入所決定を行うことを想定して、準備をしているところでございます。

以上で、保育課が担当いたします事業について、説明を終わります。

#### ○こども若者支援課長

こども若者支援課からは、ファミリーサポートセンター（基本型・病児・緊急対応強化事業）について、ご説明をいたします。

資料の22ページをお願いいたします。本事業につきましては、子育ての援助を受けたい人「おねがい会員」と、子育ての援助を行いたい人「まかせて会員」をつなぎまして、地域の中でお互いを支え合う事業となっております。

市は、本事業をコーディネートする事務局の運営を委託しておりまして、受託事業者につきましても、株式会社福岡ソフトウェアセンターとなっております。

なお、病児・病後児、早朝・夜間等の緊急時の預かり等への対応強化を、令和6年12月から実施しております。

実績といたしましては、資料のとおり、令和7年度の会員登録者数は484人、基本型の利用件数が282件、病児・緊急対応の利用件数が42件となっております。

事業費の主なものといたしましては、事務局の運営委託に関する経費となっております、市職員の人件費を含めた全体事業費は、1895万6千円となっております。

事業の課題といたしましては、子育ての援助を行っていただく「まかせて会員」の増に向けた取組や、本事業の周知を進めることが課題であると認識しております。

簡単ではございますが、以上で、こども未来部所管の事業に関する補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○石川委員

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業、これが未就学児抜粋であるから、0人ということですが、例え、これがまた次回の就学児のほうになると増えると思われるのですが、それと、聴覚検査のときに、対象の方にお知らせはされているのでしょうか、こういう助成の事業がありますなど。

○社会・障がい者福祉課長

まず、1点目の就学児の方につきましては、数字が今、手元にはございませんけれども、数名おられます。未就学児につきましては今、2名を把握しているところでございます。また、お知らせの分については、他課から説明をさせていただきます。

○こども家庭課長

聴覚に異常が認められた場合は、医療機関と連携し、必要があれば手帳の交付や必要な制度のご案内をさせていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

今の質問に関連してですけれども、利用者の方がゼロというところで、そもそも、耳が聞こえづらい、資料によると30デシベル以上70デシベル未満、こういったこどもの方は、どのくらいいらっしゃるんですか。

○社会・障がい者福祉課長

すみません、現在のところ把握できておりません。

○藤間委員

一般常識の範囲内で大丈夫です。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ございません、現在のところ把握できておりません。

○藤間委員

一般的に難聴の方は高齢者がほとんどで、恐らく、こどもでいうと先天性だと思うんですけども、大体、先天性のいわゆる遺伝子疾患とかであれば、ざっくりと1%ぐらいだと思います。すみません、私も、これの専門ではないので、大体一、二%ぐらいかなと思っています。そうすると、飯塚でこども達が年間生まれてくる人数に対して、一、二%ということは、この補助がうまく機能するには、この一、二%のこどもたちをどのように見つけるか、どのように知ってもらえるか、あるいはご本人も気づいてないということだと思うんですけども、ここが機能

してないから、多分ゼロになっていると思うんですけども、今後、こうしていきたいなどかはありますか。

○社会・障がい者福祉課長

医療機関などの所にはポスターを貼らせていただいて、そういう制度の説明をさせていただいておりますが、お子様をお持ちの保護者の方との接点がなかなか今、見つからないところでございますので、その部分について調査研究をさせていただきながら、制度の周知を図りたいというふうに考えております。

○藤間委員

今のお話に関しては、他の事業にも共通する点が、いろいろご指摘したい点があるので、後に回させていただければと思っています。

執行部にお尋ねしますけれども、今日の会議の目的というのをどのように捉えられてらっしゃいますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:28

再 開 10:29

委員会を再開いたします。

○藤間委員

今回、委員会で様々な事業の分析や、情報を出していただくというのは、今の飯塚市の各事業というのが、必要な人に届いているのか、あるいは必要な方のニーズにマッチしているのか、そういう一個一個を見直すという趣旨で、この委員会があると理解しております。もし、違和感がある方がいたら、おっしゃっていただきたいと思うんですけども。そう考えると、ご準備されていた各課長の方もご認識されているかもしれませんが、あるいは、この今の資料を見られた市長、副市長もご認識されているかもしれませんが、この資料、決定的に足りないものが2つあります。どう考えても、これがないと議論できないだろうという。

打合せでも重々、申し上げましたけれども、この2つというのは、母集団が分からない。もう少し説明いたしますと、今、申し上げた補聴器の件もそうですし、あるいは実際の実績がゼロとか非常に少ない方に関して、そもそも、今申し上げたその補聴器に関して、対象者が1%ぐらいだとすると、多分、なかなかその対象者が見つけられないという問題があり、そもそもこの対象補助を必要とするこどもの数が何百人もいるんだったら、ニーズが合っていないかもしれませんし、そもそもこの事業を届けるべきこどもの数、この母集団がなければ、この施策や、事業というのが有効なのかどうか分からない。これ、実は打合せのときにも、母集団分かりませんかという形ですとお伝えしていたけれども、やっぱり今でも出てきていない。すなわち、支援が本当に必要な方の母集団が何人か、それに対して、どのぐらいの方に届けるのか、というこの母集団が欠けていると。これは恐らく、作成している皆様とか、今、資料を拝見した市長、副市長のお三方も、お気づきなんじゃないかなと、この母集団がなければ、政策が有効かどうか判断できないと。もう一つが、利用者が0とか1、2というものがあるんですけども、これに関して本来は、事務事業評価シートとかの振り返りで、事前に把握しておくべきではないかと思うんですけども、こういう0とか1の場合、幾つか要因が考えられます。ニーズがない、ニーズはあるけれども取組がマッチしていない、ニーズもあるし、取組もマッチしているけれども、告知が足りない。この3つのどれなのかというのは把握した上で、どうするのかとやらないといけないと。長くしゃべりましたが、やはり決定的に足りない2点というのが、この母集団数が分からない、あるいは調べていない、これ、別に推定でもいいです。この母集団が分からないということと、2つ目は、利用者数があまりにも少ないものに対して、やはり、その対策とか、どうするのかというのが書かれてない。もちろん、書いているという

のは、告知が足りてないということを書いてらっしゃるんですけども。これは、初めての事業ならいいんですけども、3年連続ゼロの事業で、告知が足りてないというふうに今年も書いている場合は、それはお仕事を真摯に捉えてないような感じがいたします。3年連続ゼロで、3年目も告知が足りてないというのがいいんだったら、このあたりがないと、なかなか検討がしづらいのではないかと思います。

この勢いで、あとは3つぐらい、これがあつたらいいんじゃないかと、今の2つは絶対そうではないかというものですけれども、さらに追加いたしますと、申し込んだけれども、利用に至ってない方というのは、幾つかの事業でありますので、これは何で離脱したんですか、という離脱要因、あるいは地域性とか地域ごとの受けやすさ、例えば、飯塚市は幾つも地域があつて、物によっては筑穂地域とか穎田地域が、受けづらいサービスがあるかもしれないという地域性の分析もそうですし、あとは利用者や現場の方のご意見を踏まえた改善案ですとか、この3つもあつてもいいんじゃないかなと。ただ、先ほど申し上げた、この母集団が分からないというのと、利用者数が0とか1が少ないという、ここは、やはり議論する上で、一番大事なんじゃないかなと思っています。これに関しては皆様、私からのメールで見ていただいたと思いますが、さすがに今日のご準備は求めませんという話もしているんですけども、ぜひ、また2回目の委員会、今回の件は、今申し上げた母集団と、0とか1とか少ない方の分析については、一旦、しなかったとしても、次回の委員会で、また議論する施策については、やはり可能な限り、母集団と利用者が0とか1とか低調なものに関しては、何が原因でどうすべきかという具体策、この2点をおっしゃっていただかないと、なかなか議論が難しいんじゃないかと思ひます。正直、これ私なりに母集団を出して分析してできますけれども、それ一個一個の地獄のような時間になってしまうので、できれば2回目では、正副委員長の打合せの場でも重々申し上げているんですけども、この母集団と、あまりにも利用者が少ない0とか1の分析もできる事業は、出していただけないかなというのを切に要望いたしますが、このあたりいかがでしょうか。

この2つがないと、やはり、よい議論にならないのではないかと。実際に今、こんなに皆さんご準備いただいたのに、質問1個で終わった世界線もあるわけで、このあたりのご準備をしていただけないか、あるいは、できない事業はできないでいいんですけども、恐らく可能な事業もあるので、先ほどの難聴とかも、補聴器を作っている業界団体とかが、いわゆる難聴者の統計とか出しているの、恐らく各事業で母集団が分かると思うので、改めて申し上げますと、次の施策のディスカッションのときには、そもそもこの支援が必要な方が、飯塚市にどのくらいいるのかという推計値を出していただきたい。もう一つは、利用者があまりにも低調な、少ないものに関しては、何が原因で、何をしていくべきかという、仮説でもいいから考えていただきたい。この2点をお願いしたいんですけども、このあたりいかがでしょうか。

○久世副市長

閉会中の福祉文教委員会、今回調査事件を「困難を抱える子どもやその家族に対する支援について」ということで、委員会としての調査研究をされております。研究される中で、我々、執行部としても資料を提出し、ここでいろいろまた、ご提言等頂きながら施策の改善等にも努めていくわけでございます。

ただいま副委員長のほうからご要望がありました内容につきましては、我々執行部のほうで、次回の委員会までに可能な部分につきましては、その課題を準備させていただいて、また委員会の中で協議していただければと思います。ただ、もちろんその中でやはり困難な部分もございまして、その辺につきましては、ご理解いただきながら調査研究していただければと考えております。

○委員長

お諮りいたします。ただいま、藤間委員から要求がありました資料について、執行部よりお

答えございましたが要求することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、次回以降の委員会で、執行部の提出をできる限り、分かる範囲をお願いいたします。

○藤間委員

大変、前向きな答えをありがとうございます。問題意識といたしましては、財源がどんどん増えていくような時代ですと、いろいろ取組を増やしていくというのは、検証よりは、新しい補助を増やしていくという世界観でいいと思うんですけども、恐らく今、いろいろ見直しをされているフェーズだと思います。そうすると、財源が少なくなっていて、仮に、苦渋の決断として、何か事業を減らしていかないというフェーズにおいては、予算をかけるのではなく、頭で汗をかいていただくといえますか、今ある予算で、これは対象に対して取組は適切なのか、また別の話ですけども、低体重児に対するケアとかですと、今、低体重児の定義が医学的には2500グラムが低体重ですけど、飯塚市は2千グラムまでに行っているとか、そもそも対象はこれでいいのか、一個一個の事業を丁寧に見て、改善していくことというのは、予算ではなく、頭とか知恵を使う行為なので、ぜひ、こういう方向で政策を磨いてほしいなどは思っております。特に、申込みが来たけれども、結局申し込まなかったという導線として漏れてしまうのは、救える方を救えなかったとか、かなりもったいないような気もいたしますので、ぜひ一個一個、可能な限り、精度高く見ていただければと思います。

今おっしゃっていただいた、可能な限りという点ですけども、母集団に関しては、分からないものもあるので、おっしゃるとおり、かなり可能な限りということでもいいと思うんですけども、利用者が0とか1に関しては、これは皆様の思考といえますか、検討してまいりますという話ではなく、一定の仮説を立てた上で、どうするかというのは、次年度に取り組んだらいいと思っております、0名でした、検討してまいります、というのを10年間続けたりするって、実際ありますよね。事務事業評価シートとかを見ると、告知が足りませんでした、もっと告知を頑張ってくださいというのが、何年も連続で書いているケースもあるので、なかなか財政も潤沢ではない世界観なので、一個一個、丁寧に見ていただければありがたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

今、お二方、質問されましたけれども、案件1-2、実績ゼロがなぜか、という質問をしたいなと思っておりましたけれども、聞かれましたので、案件1-3、6ページに、新生児聴覚検査支援事業というのがございます。これは、新生児の初回の聴覚検査に要する費用を助成するというので、対象者が生後28日未満の新生児、実績は対象者760中の679人というふうに示されております。この中で、成果と課題を見ましたら、成果といたしましては、以前は訪問時に検査の実施の有無及び検査結果を確認していたが、助成後は医療機関から届く検査表において異常を把握することができるため、早期発見及び早期に適切な支援につなげることができている、というふうに成果が書かれておりますが、この助成後の、医療機関から届く検査表において異常を把握することができるというのは、保護者が異常を把握できるということでしょうか。それとも、市のほうが異常を把握できるということ、どちらですか。

○こども家庭課長

この場合は、市が情報を早く知り得ることができるというところで記載しております。

○田中裕委員

それでは679人が検査を受けられて、その中に異常があるという指摘をされた方は何名ほどいらっしゃるのでしょうか。

○こども家庭課長

令和7年度の検査状況でございますけれども、検査対象者679名、そのうち再確認が必要とされた対象者の方が18名、うち6名が精密検査を受けられている状況でございます。精密検査の結果、2名の方が難聴という診断がなされておるところでございます。

○田中裕委員

早期発見ができ、早期に治療に結びつく、また、適切な支援につなぐことができるということなので、非常にいい事業ではないかと思っております。

それともう一点ですが、同じく案件1-3の15ページ、医療的ケア児保育支援事業というのが記載されておりますが、まだ実施されていないということでございますが、これはいつぐらいをめどに実施する予定で進められているのでしょうか。

○保育課長

令和9年度事業実施に向けて、現在、準備をしているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石川委員

20ページ、⑱産後ケア事業についてと、私も1点、資料要求したいと思いますので、質問させていただきます。

産後ケア事業ついてですけれども、これ、委託事業者が何人かというところの合算で、277人という実績と、利用者人数が延べで713人という結果だと思いますけれども、これの細かい数字、主にどこの病院や、産院が多いかを教えていただきたい、数字、細かい数字までいいので。

それと、県の補助事業導入により利用件数が増えており、増加に対応するための予算が必要になるという課題に関してなんですけれども、県の補助事業導入で、令和6年度に比べて令和7年度が利用される方が増加されている理由を、詳しく教えていただきたいと思っております。

○こども家庭課長

利用者が多い医療機関に関しましては後ほど、ご報告をできる限りでさせていただきます。

県の助成事業が増えてというところになりますけれども、本人負担が少なくなったことによって、利用がしやすくなったものと考えております。

○石川委員

今までかかっていた本人負担が、どれぐらい軽減されたのでしょうか。以前はどれぐらいの本人負担だったものが、県の補助事業によって、これぐらいの負担になった。分かる範囲でお願いします。

○こども家庭課長

県の補助を利用する前は、5千円の負担が必要だったところが、県の助成を利用することによって、1250円の負担額、2千円かかっていたサービスに関しては、500円という負担額に変更になっております。

○石川委員

その5千円というのはショートステイでいいのでしょうか。2千円というのは、デイケアのほうですか。

○こども家庭課長

5千円に関しましてはショートステイ、2千円の補助に関しましては、デイケアとアウトリーチによるものになります。

○石川委員

そういった支援事業が、今回、案件1-1の資料では、令和7年度における主な子育て支援

事業（年代別）ということで、見やすい資料を出していただいているんですけども、これを令和8年度の、主な子育て支援事業はどのようになっているかっていうのも見比べたいと思いますし、全体的な子育て支援事業が「主な」ではなく、どれだけあるのかというのが、把握できていないと思うんですよね。私は把握できていませんので、これを、できれば子育て支援事業が全て分かるような、こういった形式で出していただくのが一番いいと思うんですけども、分かるような資料があれば、お願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：48

再 開 10：52

委員会を再開いたします。

○石川委員

個別のシート事業が一つ一つ丁寧に詳しく書かれたものではなく、一つ一つの事業が今、飯塚市にどれぐらいあるのか、どこからどこまでの範囲でその事業がなされているのかというのが一括して見られるような、一覧表を資料要求したいと思います。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま石川委員から要求がっております資料は、提出は可能でしょうか。

○こども未来部長

準備できます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：53

再 開 10：54

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

精査しまして、確認いたします。

○委員長

お諮りいたします。ただいま石川委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、次回以降の委員会で執行部にて資料の提出を求めます。

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

先ほどに関連して、1個意見だけ。これを来年、再来年以降の要望というよりは、こうあったら素敵だなぐらいですけども、飯塚市はいろんな独自施策を持ってらっしゃるなど。独自施策は、少ない予算の中からひねり出し、こういう方のためにケアしたいと思うんですけども、実際、窓口に行くと、国、県、飯塚の施策をまとめて市民の方にお渡ししているので、ありがたみというか、例えば、母子手帳をもらいに来的时候に、10個ぐらい支援の中身ももらいますけれども、せっかく飯塚市が頑張っている施策については、これは飯塚市独自の施策です、というPRがあったほうが、飯塚で子どもを産む方にとっても、飯塚でよかったなと思いますし、皆さんの努力が分かりやすいかなというところで、今回の委員会で本当に関連しているか分からないんですけども、一覧表という観点からいたしますと、せっかく皆さんの頑張りと云ったら変ですけども、独自施策に関しては、市民の方がこれは、飯塚独自だと分かるほうが素敵だなと以前思いました。

これは質問前の雑談でございますので、質問に関して言いますと、障がい児通所支援事業に関してお伺いできればと思っております、いわゆる「放課後デイサービス」、こちら、現在、児童発達支援等における飯塚市内のサービス供給体制は十分に足りていると感じられて、現状数以上のサービス事業者数は望ましくない、というふうに資料に書かれておりました。これ、1点確認ですけれども、給付対象者数308人というのは、そもそも放課後デイサービスとかに通うようなこどもが308人という話で合っているのか、資料の見方を教えていただきたいのが、1点目。

2点目が、十分に足りているというところを、どういうふうにご判断しているか教えていただきたいと、例えば、令和6年度の資料を拝見すると、令和8年度の放課後デイサービスの利用者見込みが9200人と書かれています。一方で、定員数が9700人と書いておまして、定員が9700人、利用見込みが9200人だと、結構多いような気がします。95%は私の感覚では結構多いんですけれども、ここの表は多分、いきなり言われてもなかなか確認とれないと思いますが、そもそも、この放課後デイサービスが飯塚で十分足りているというふうなご判断の理由を教えていただければと思います。

#### ○社会・障がい者福祉課長

給付人数の資料の見方ということでございますけれども、この給付のいわゆる、サービスの受給者証をお持ちの方が、308名というところでございます。また、その方が今回、その下の数字になりますけれども、月1回は受給されているというところで、約3600か所の数字の根拠の部分の挙げていただいているところです。

また、十分足りているという判断の中で申し上げますと、飯塚市では、障がい福祉サービス等の提供体制の確保や、障がい福祉サービス等の円滑な実施に関する計画として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に基づく、市町村障害福祉計画、また、児童福祉法第33条の20に基づく、市町村障害児福祉計画、として策定を行っております。必要とされるサービス量についても、この計画的にこの数字を記載させていただいているところでございますが、現在の障がい児に係る計画は、第3期飯塚市障がい児福祉計画、計画期間は令和6年度から8年度まででございます。こちらの第5章には、障がい児通所支援事業等の見込み量として、記載しております。また、障がい児発達支援サービスについては、令和8年度の当該利用見込み数は、374名というふうに見込んでいるところでございます。

併せまして、市内のサービス事業所が現在、51か所ございます。こちらの受入れ可能数、こちらは、全体として約640名が定員の見込みとなっております、これらのことも含め、サービス供給体制は充実しているものと考えているところでございます。

なお、児童発達支援サービスの基本は、就学前の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を行う事業となっておりますことから、今後、サービスの必要性も含め、適切な実施に向けた、調査研究も進めてまいりたいというふうに考えています。

#### ○藤間委員

勉強になりました、知らなかったこともありましたので。そうすると、今のお話でいうと、放課後デイサービスに通ったほうがいいのか、申請したら通えるようなこどもの母集団が、その中から実際に、通いたいと思う方が行政に申請して、それが374名ということですよ。そうすると、例えばですけれども、この地域には放課後デイサービスがないとなると、そもそも通わせようとしないので、今、おっしゃっていただいた見込みというのは、実はその供給が増えると見込みが増えるとか、この見込みというのは変動していくようなイメージだと思ったんですけれども。ここの認識は合っていますか。それとも、実はもう飯塚の隅々までであるので、供給が増えても、増えませんよという話なのか、ぜひ教えていただければと思います。

○社会・障がい者福祉課長

先ほどから申し上げております、この第3期飯塚市障がい児福祉計画ですけれども、3年に1度、見直しを行っているところがございますが、その基準となるのは、やはり、前年度等の数字が基礎となるかと思えます。伸び率なども勘案して、やはり3年間の見込みの数字でございますので、令和5年度に作成しました令和6年度からの、第3期飯塚市障がい児福祉計画については、この374名が見込まれたというところで勘案しております。実際の実事としては、その対象者が令和7年度は300名程度というところで、数字的には少し、乖離はあるかもしれませんが、大幅に上回るような数字は見込んでないところがございます。ただ、これまでの、この事業始まって10年以上なりますけれども、毎年この受給者数と公的扶助の費用につきましては、年々増加しているところがございますので、今のところこの部分については、増加があるのではないかという判断をしているところがございます。

○藤間委員

最後に意見で締めさせていただければと思います。恐らく、もう専門の方々が集まって計画をつくられているので、そこに合理性がないというのは、全く思っておりませんが、1つ別の観点があるかなと思っております。先ほど申し上げたように、放課後デイサービスに通う受給者数というのは、あくまで、放課後デイサービスに通えたらいいよねという母集団があった上で、実際に通おうと思ったときに申請する話になってくるので、この三百何名という後ろに、本来は放課後デイサービスに通って、発育支援とかを受けたほうがいいような子どもというのが、母集団の後ろにあるというところまでは、多分、共通理解だと思っております。違いますか、すみません、勘違いだったら教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

この利用者というのは、基本的に申請された方で、その当該利用が認定された方ですので、その方が全く利用されてないということはないものですから、308人という数字というのは、令和7年度の利用者と、要望して受給が可能な方、いわゆる母数というふうに理解していただければというふうに思います。

○藤間委員

よかったら教えてください。例えば、全く仮の話ですけれども、飯塚に放課後デイサービスが、颯田の北のほうに1か所しかありませんという前提であれば、そもそも筑穂とか南側のほうの人は通いづらいので、そもそも、この事業所を申請しないのではないかというふうに思うんですけれども、この理解は合っていますか。

○社会・障がい者福祉課長

このサービスの中には、送迎とかも含まれてあったりしますので、それが受けられないから申請しないというような方は、今のところ聞いておりません。ですから、市内全域、嘉飯圏も含めて、全体で網羅しているところがございますので、その地域にたまたま、ないというところはあるかもしれませんが、一応、地域全体で網羅しているものでございまして、受給者が、あそこには行けない、とかいうことはないというふうな形で理解いただければと思っております。これは、昨年度末につくりまして、皆さん、関係者など、また窓口などで配付しておりますけれども、「スペシャルサポートガイドブック」というところが、広報の資料としてございまして、そこに各地域にこういう事業所がありますよ、というところの分については載せております。ですから、それで網羅されてないというところは見当たりませんので、それはないというふうに理解してください。

○藤間委員

一定、議論がすれ違っていますので、ここで続けるのもご迷惑かと思うので、一旦、私が思うことを3点申し上げます。

まず1点目としては、先ほど申し上げたように、これをご検討なされた委員会資料、令和

6年の1月の資料で、飯塚市の定員数が9702名に対して、令和8年度見込みが9210名、大体これ95%ぐらい、9割超えていますかね、これを見る限りには、もう十分だといえることが、1点目。

2点目に関しては、放課後デイサービスについては、いろんなどころがいろんな特色を持ったところがあると。地域を重視されたり、運動を重視されたり、あるいはその場所もそうですけれども、いろんなどころがある中で、こんな特色があるところがあるんだったら、行ってみたいですか、そういう供給が増えることによって通いたい、あるいは通いたいと思う人が増えるみたいな、そういう面があるのではないかなというのが、2点目。

3点目に関しては、画一的な判断ではなく、例えばですけれども、新規の募集があったときに、この地域にこういう特色でやるのであれば、増やしてもいいんじゃないかなという、柔軟な判断があってもいいんじゃないかなと。その理由といたしましては、結局、もう増やさないほうがいいよねというご判断は、やはり福祉業界の方が一定されてらっしゃると思うんですよ。業界の人間からすれば、数が増えないほうが当然ありがたいというか、不動産業界でいうと、不動産はもう十分足りていますので、増やさないでください、という要望を当然丸のみしないと思うんですよ。もちろん、福祉などでまた別のいろんな声があると思うんですけれども、もう十分だから一切増やしませんというよりは、十分なので増やすことに慎重であるべきだ、くらいの温度感のほうがいいんじゃないかなというところで、この議論になっている意見3点で終わらせていただければと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

暫時休憩いたします。

休 憩 11:09

再 開 11:19

委員会を再開いたします。

○こども家庭課長

先ほど、石川委員のほうからご質問があった分で、ご回答できる分を回答したいと思います。産後ケアを利用している施設でどこが多いのか、というお問合せでしたけれども、ショートステイをご利用されている機関は、飯塚医師会に属しております医療機関、デイケアを利用されている方が利用している施設は、助産院が多い傾向となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件につきましては、引き続き調査していくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることに、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「こども・若者プラザいづかの開館について」、報告を求めます。

○こども若者支援課長

資料の1ページをお願いいたします。飯塚コミュニティセンターの改修工事に伴い、市民交流プラザが移転した跡施設に、こども・若者プラザいづかを令和8年4月に開館いたしましたので、その概要について報告いたします。

こども・若者プラザいづかにつきましては、飯塚市少年相談センターを移転、新たに飯塚

市第2教育支援センターを設置し、従前から設置しておりました飯塚市消費生活センター、県が設置しております福岡県若者就職支援センターを含めた、若者を支援する機能を持つ4つの支援機関を集約し、さらに、警固公園の夜回り活動などを実施している民間団体と連携しました、「まちの保健室」を毎週月曜日に実施いたしまして、心と体の相談を受付する事業も開始するなど、こども・若者を支援する中心拠点となるよう、連携を図ってまいります。また、フリーWi-Fiや電源を完備した、自習スペースや飲食可能なスペースを設けることで、若者の居場所づくりも推進してまいります。

開館に当たりましては、4月に入りまして、市のホームページでの公開や、中学生の保護者宛てにチラシの配信を行っておりますが、4月につきましては、利用者が中高生におきましては27名、それ以外の若者が16名と、合計43名の利用となっております。施設の認知度がまだ低い状況となっておりますので、今後も市報などを活用した広報を行いまして、周知に努めてまいります。

館内の様子やレイアウトにつきましては、資料を添付しておりますので、ご参照いただけたらと思います。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○吉松委員

これ、思春期ということで中学生年代からということですけど、これ不登校のこどもあたりがここに行ってもいいんでしょうか。

○こども若者支援課長

第2教育支援センターを中に配置しておりますので、小学生のお子様で、不登校ということでありましたら、来られたときにご相談に応じたり、相談の上で対応したいと考えております。

○吉松委員

児童というか、小学生や、そういう手続をすれば中学生もいいわけですね。そうしたら、学校の出席日数とかいうことがあると思うんですけど、その辺は何か、関連で出席になるとか、そういうことはあるんでしょうか。

○学校教育課長

これは、学校側から第2教育支援センターに通所する場合は、申請書を出します。学校長の許可の下、そこに通所するようになりますので、これは出席扱いというふうになります。

○吉松委員

それは非常にいいことだと思います。だったら、その辺の広報といいますか、こういうことも、やっていただきたいと思います。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

○田中裕委員

今の答弁、1つ確認させてください。学校長に申請する、という答弁だったと思いますが、ぷらっと、というか、そういう申請なしでは、行けないということですか。

○学校教育課長

見学等は随時、受け付けております。そして、そこに定期的に通所するという事になれば、学校側から申請を出していただいて、そこに通所するという事になります。なので、相談にも行けるし、仮に入学とかいうこともできます。

○田中裕委員

例えば具体的に、朝学校に行きますとって、学校に行く途中でやっぱり行きたくなくなったということで、第2教育支援センターへ行かれる方もいらっしゃると思いますが、そうい

う方は申請をしてないので欠席扱いになるということですか、このような理解でいいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11：26

再 開 11：27

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

第2教育支援センターにつきましては、そもそも、設置する目的が学校に通えない児童生徒、いわゆる不登校児童生徒、また不登校兆候児童も含めて、そういった子ども達のために、開所している支援センターでございます。ですので、そういった不登校、また不登校兆候の児童生徒に対して、学校や市が出しているPRのものを、保護者等がそれを見られて、そこはどのようなものなのかというところで見学等に行かれ、そして、学校には通えないけれども、その教育支援センターだったら通えるという児童に関しては、学校長に、受付というか申請書を出していただいて、そして受け付けて、そこに通所することができるというものでございます。そもそも、教育支援センターというのは、そういう目的を基に設置しているところでございますので、先ほど申しましたように、学校に通えないけれども、そういうところがあるのだったら、ということであれば見学いただいて、そこに通えるということであれば、学校長を通して、申請を出して通所するという流れになるということでございます。

○田中裕委員

不登校の子どもさんたちも、頑張って学校に行こうかなと思って、行かれる方もいらっしゃると思うんですよ。逆に不登校ではない子どもさん達も、何かの理由で不登校っぽくなる場合もあると思うんですね。そのときに、学校に行きたくないよね、ということで申請してない人、子どもさんが行きたくないよね、という人が支援センターに行ったとき、これはもう欠席扱いということですよ。申請がないわけですから。そのときに、例えば、支援センターのほうから学校のほうに、子どもさんが来られています、という連絡を入れることで出席扱いにしたり、そういうことはできないんですか。

○学校教育課長

出席扱いにするか否かは、これ、学校長の判断になります。これは、私的なフリースクール等も含めて、そこに通われている、第2教育支援センターも、たまたま、行ったという児童生徒に対しても、そういったものが実際に学校のほうに伝えていただいて、そして、学校側が、私的なフリースクール等も含めて、そこに通所したということで、校長が認めれば、校長の判断で出席扱いにすることはできます。

○田中裕委員

それは、子どもさんが、学校に伝えてください、と言わない限り、学校には連絡をされないということですか、それとも、来られた子どもさん達、みんなにされるのか、どうなんだろうね。

○学校教育課長

私的なフリースクールは除外で、公的な第1教育支援センターと第2教育支援センターに関しましては、学校と教育支援センターは連携していますので、必ずそういったお子さんが申請なしに来られた場合は、第2教育支援センターから各学校のほうには、連絡が行くことにはなっていると思います。そして、そのお子さんが、そのご家庭が出席扱いにしてほしいということで願い出れば、出席扱いになるということになります。

○田中裕委員

何とか出席扱いになるように、いろいろ考えてみてください。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

質疑というか、意見に近いんですけども、たまに、令和の時代に学校に行かなくても、自分で学べるんじゃないかっていう人がいますし、そういう雰囲気を出していますけれど、多分、それは間違いないんじゃないかと思っていて、やはり、基本には現実問題として、やはり高校を卒業していないとなかなか職がないと。私も以前、夜にアイス屋さんを出していたので、学校をドロップアウトされた方とか、来られたりして、そういう方と接すると、ドロップアウトしていく方と、卒業して就職していく方って、何か本質的にそこに違いがあるというよりは、家庭環境だったり、ちょっとしたきっかけだったり、そういったところで、軽い気持ちで学校からドロップアウトしてしまうと、その後の人生すごく選択肢が狭まってしまうと。逆にそういう方というのは、ちょっとしたきっかけで戻せるんじゃないかと思っている中でぜひ、この施設が、きっかけとか環境とか、いわゆる社会のルール、もちろんルールを走ることが幸せじゃないとはいえ、ルールを走ると選択肢が広がるので、そこに戻してあげるような施設であるといいなと思っております。

その上で、今、皆さんイラストでこの施設を見られているかと思うんですけども、この施設の雰囲気を、学校からドロップアウトしましたとか、不登校になりましたっていう方が、学校へ行きたくないけど、ここだったら行こうという雰囲気にはやはり、なれていない。ただ、もう予算が限られた中しかないと思うんですけども、例えばですけども、見えない方は武蔵野プレイスとかで調べてほしいんですけども、施設によっては、子どもたちが学校へ行きたくないけど、こういうところだったら、本とか仲間とかいて、たまれるよね、という人たちが増えてきていて、当然、武蔵野プレイスですとか、そういうところで、子どもがわいわい、がやがやしていますけれども、きちんと大人が端の方で見守っていて、写真とかにはできませんけれど、結構、大人の方が、じいっと見ているなというのと、お声掛けしていたり、やはり、学校とかには行きたくないけど、この場所ならいいかな、行きたいなという雰囲気とか場所をつくり上げる必要は、恐らく担当者も感じていらっしゃるって、そこをつくるには予算がないよ、という担当者の悲鳴が聞こえてきますので、ぜひ、この利用実績を見ていただいて、やっぱり、ここに子どもが来づらいな、というところの雰囲気とか、レイアウトやいろいろなものを変えていかないといけないと思いますので、ぜひ、今年の実績者数をしっかり見ていただいた上で、来年、再来年と、よりよくするための予算をつけていかないといけないシーンもあるかと思っておりますので、ぜひ、予算権を握ってらっしゃる市役所の上の方は、この点をお見知りいただければと思って、意見だけ出させていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画の策定について」、報告を求めます。

○財産活用課長

「飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画の策定について」、ご報告いたします。飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画概要版の資料を御覧ください。これは計画本編のうち、2ページから10ページまでを概要としてまとめておりますので、まずはこちらで説明をさせていただきます。

初めに、「I. 実施計画とは」において、計画の目的、対象範囲・期間を記載しております。本計画は、昨年12月に策定いたしました「第3次公共施設等のあり方に関する基本方針」、これは総務省が各自治体での策定を要請しております、公共施設等総合管理計画としても位置

づけるものですが、この基本方針では、人口減少や財政状況の変化を見据え、公共施設の総量や配置の適正化、施設に係るコストの最適化、適正な受益者負担の実現などを目標として掲げており、この基本方針に沿いまして、インフラを除く全ての公共施設について、施設ごとの個別方針を定めるものとして、計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間としております。

次に、「Ⅱ. 施設の概要と課題」についてです。まず、建物の劣化診断結果につきましては、今回、93施設を対象に診断を実施し、AからDの4段階で評価を行っておりますが、前回、令和2年度の調査時から築年数が経過した施設が多く、全体としては評価が下がっております。

施設カルテにつきましては、施設ごとに延床面積、劣化状況、稼働率、耐震状況などの基礎情報を整理したものを施設カルテとして取りまとめ、分析を行うことにより、公共施設の最適化を進めてまいります。

実施計画における課題につきましては、人口規模や財政規模に応じた公共施設の適正化、施設に関するコストの最適化、適正な受益者負担の実現の3つを掲げております。

これらの課題を踏まえ、「Ⅲ. 第4次実施計画」に最適化に向けた全体方針として6つ、総量の最適化、配置の最適化、運営主体の最適化、運営方法の最適化、空きスペースの有効活用、跡施設・跡地の有効利活用を示しております。

また、長寿命化方針として、長寿命化が適用すると判断した建物の目標使用年数を設定し、効率的な施設整備やメンテナンス費用の削減により、コスト削減を図っていくこととしますが、総量の最適化や跡地の利活用も考慮しながら進める必要がございます。

最後に、計画の達成の進捗管理として、施設カルテは毎年更新することで進捗状況を把握し、進捗管理につきましては、定期的に内外部での評価を実施していくこととしております。

次に、10年間で4万5千平方メートルとしております縮減目標について、前回の基本方針及び実施計画との関係も含めてご説明いたします。

公共施設等のあり方に関する基本方針及び実施計画における公共建築物の縮減目標の資料を御覧ください。まず、平成28年1月に策定いたしました、「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針」では、縮減目標の設定根拠に記載しておりますように、将来維持更新費と確保可能な財源を試算し、今後30年間で不足する費用を算定いたしまして、これを公共建築物の建替・改修平均単価で割り、今後の30年間で延床面積約70万平方メートルを約13万5千平方メートル、率にして約19.3%縮減し、約56万5千平方メートルとする目標を掲げ、この計画期間のうちの最初の10年間で、約4万5千平方メートルの延床面積を縮減する目標を設定しておりました。

しかしながら、資料の左側下段にございますとおり、平成29年7月に策定しました、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画」における令和6年度までの実績は、公共施設等（一般）で1万3196平方メートル、市営住宅で5686平方メートル、合計で1万8882平方メートルの縮減にとどまっており、全体目標4万5千平方メートルに対して、大きく遅れを取る結果となっております。

この遅れを真摯に受け止めつつ、次期計画となります令和7年12月策定の「第3次公共施設等のあり方に関する基本方針」では、第2次基本方針における縮減目標の考え方を引き継ぎ、現時点のデータを反映しまして、今後20年間で不足する費用を再計算いたしました結果、前回同様の約4万5千平方メートルの延床面積を縮減する目標を設定しております。

前回の目標を達成していないのに、同じ目標でよいのかと思われるかもしれませんが、縮減目標の設定根拠の①に示しておりますように、10年前と比較して人口が減少していく速度が緩やかになっていること及び長寿命化対策を実施した場合の試算を行っていることが、今回縮減目標設定の要因となっております。ただし、建て替え・改修単価の高騰により、本市の財政負担の危機感が高まっており、今回の目標につきましては、必ず達成するよう取り組んでいく

必要があります。このことから、今回報告しております「飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画」では、各個別施設の最適化方針における廃止、休止、一部削減等を積み上げてきて、全体の削減目標を4万4794平方メートルとしております。

前回計画で最大の課題となりました市営住宅につきましては、飯塚市公営住宅等長寿命化計画の整合性を図りながら、全体目標の約6割を占める2万8336平方メートルの削減目標を掲げております。表の右側に削減目標の対象施設と最適化方針を示しておりますが、この中には、前回計画に上げていたものの、実施に至らず、改めて計上しているものも含まれております。このうち、平恒保育所につきましては条例上、既に廃止となっているため、施設カルテはありませんが、用途廃止の手続が完了していないことから目標数値のみ計上しているものです。

次に「飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画」の本編の説明に移らせていただきます。

本編資料の11ページを御覧ください。施設カルテの項目について説明いたします。

①建物の概要では、基本的な情報に加え、人口推移の見通しを記載しております。また、防災拠点などの情報やバリアフリーの適合状況を記載しております。

②運営の状況では、運営方式、年間利用者数や開館日数などの運営状況を、③令和6年度の収入支出の状況では、利用料収入や人件費、需用費や委託料などの支出を記載しております。

④増改築等の状況では、過去の増改築等の情報を記載しております。

⑤脱炭素等の状況では、各施設の年間の炭素排出量を記載しております。

これらのデータを基に次の12ページの「2. 評価の概要」におきまして、①主要評価、②財務評価、③利用評価を算出しております。①主要評価では、施設の立地や品質に関する評価項目を、②財務評価では、総支出に対するコストや受益者負担率など施設の財務に関する指標を記載しており、劣化診断結果を除きまして、同じ分類施設における各項目の平均値と比較し、「平均以上」または「懸念なし」をA、「平均以下」または「懸念あり」をBという形で評価しております。③利用評価では、利用者数や稼働率などの施設の利用実績を示すとともに、重要度及び満足度の欄につきましては、第3次公共施設等のあり方に関する基本方針策定の過程で実施しました、市民アンケートにおける同じ分類施設の中での評価を記載しております。

次に、下段の「3. 最適化方針」では、まずこれまでの実施計画における最適化方針・進捗を記載し、その下に今回計画における施設の最適化、運営の最適化、廃止後の最適化の方針について記載しております。

次に、13ページを御覧ください。削減面積の合計は先ほどの資料で説明しましたとおり、4万4794平方メートルでございます。14ページから16ページにかけては、施設カルテの目次となっており、17ページ以降には施設別のカルテを掲載しております。福祉文教委員会所管の施設カルテは全72件ございまして、このうち主なものについてご説明します。

73ページ、整理番号29の飯塚市歴史資料館について、運営主体の最適化として、指定管理者制度の導入を検討することとしております。

87ページ、整理番号36の穂波青少年野営訓練所について、存廃の方針を「廃止」とし、延床面積を100%削減としております。

93ページ、整理番号39の嘉徳劇場について、附属棟解体のため「一部削減」としております。

109ページ、整理番号47の八木山小学校について、存廃の方針を廃止とし、小中一貫校飯塚鎮西校に移転することとして、延床面積を100%削減としております。

また先ほど申しました施設カルテには含まれておりませんが、平恒保育所の延床面積を100%削減としております。

以上、簡単ですが、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画の策定について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、本報告事項の具体的な施設等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものに留めていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。